金沢国税局	一人	—	
名古屋国税局	四人	—	
大阪国税局	三人	三人	
広島国税局	二人	—	
高松国税局	一人	—	
福岡国税局	二人	—	
熊本国税局	一人	—	
合計	三十人	十三人	

（企画課の所掌事務）

第四百五十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

［三～五　略］

（統括国税管理官の職務）

第四百六十三条の二　統括国税管理官は、命を受けて、第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務を分掌する。

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百七十三人以内を置く。

2　［略］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官二百六十七人以内を置く。

2　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官六千五百七十二人以内を置く。

2　［略］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。

名称	部名	設置する課及び室名
札幌国税局	課税部	課税総括課　個人課税課　資産課税課　法人課税課　消費税課　資料調査第一課　資料調査第二課　酒税課　鑑定官室

金沢国税局	一人	—	
名古屋国税局	四人	—	
大阪国税局	三人	三人	
広島国税局	二人	—	
高松国税局	一人	—	
福岡国税局	一人	—	
熊本国税局	一人	—	
合計	二十五人	十三人	

（企画課の所掌事務）

第四百五十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

［三～五　同上］

（統括国税管理官の職務）

第四百六十三条の二　統括国税管理官は、命を受けて、第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務を分掌する。

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百八十一人以内を置く。

2　［同上］

（主任国税管理官）

第四百六十六条の三　総務部を通じて主任国税管理官二百十七人以内を置く。

2　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官五千二百二十人以内を置く。

2　［同上］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。

名称	部名	設置する課及び室名
札幌国税局	課税第一部	課税総括課　個人課税課　資産課税課　資料調査課　法人課税課　消費税課　資料調査課　酒税課　鑑
	課税第二部	